

在米日本人移民にみる異文化接触の衝撃

——排日運動との関連において

糸井輝子

1. はじめに

1990年5月13日、ニューヨーク市ブルックリン地区において15名ほどの黒人青年が暴徒化し、3名のベトナム人男性を襲撃、一名に重傷を負わせる事件が発生した。報道によれば、暴徒たちの一人は、「韓国人、ここで何をしてるんだ！」と叫んだという。明らかに、かれらは被害者を韓国系人と間違えて襲撃したのであり、この事件は、1月以来、同地区において高まりをみせてきた韓国系と黒人たちのあいだの人種的、文化的緊張を背景に発生したものである。ブルックリンの韓国系食料品店2店に対するボイコットは、黒人居住地区から韓国系商店をすべて追放しようとする運動に拡大する兆しをみせ、指導者たるソニー・カーソンは「将来は、ボイコットではなく葬式があるだろう」と語っていたという¹⁾。

この問題は、これまでいわれてきたような人種問題の、差別＝強者対被差別＝弱者の単純な図式ではとらえきれない異文化、異人種接触の問題点を提示している。どちらも、これまでの図式では被差別側の、いわゆるマイノリティーに属する。黒人の多くは、カリブ海地域から最近移住してきた人々であるが、他の人種がかれらに示す人種的偏見には敏感である。そうした時に、韓国系の商店側は、アメリカの商慣習に無知であり、しかも黒人の置かれてきた立場や市民権運動の歴史に対する配慮を欠いた。一方、韓国系の商店の側は、20世紀初めの移民たちのように、ときに敵対的な

環境のなかで、1日16時間働きづめに働き、節約に節約を重ね、子供に夢を託す。交際は、自分たち、韓国系の人々だけの小世界である。同じ地域社会に暮らしながら、ふたつの社会は互いに自らを隔離し、融合することはない。どちらの側にも、相手側に対して人種的、文化的偏見があり、また、被害者意識をもっている。顧客と売手という相互依存的関係にありながら、容易に同じ地縁社会を築けない。現在のところ、これはアメリカ国内の局所的問題にとどまっている。しかし、日本の“国際化”を考える時、こうした異文化の接する際に生じる摩擦問題に対して、無関心ではいられない。そこで、これまでともすれば排日運動の被害者として、“苦難の道”を“苦闘してきた”と見られてきた在米日本人の歴史を、排日の論理も含めて、もう一度、異文化・異人種接触の文化間関係の問題としてみなおす必要があると思われる。

2. “アメリカの夢”

19世紀末から20世紀初めにかけてアメリカへ渡った日本人移民も、現代の韓国からの移民と同様に、アメリカを「約束の土地」とみなした。「約束の土地」がどのような意味をもつかは、人によってさまざまであった。苦学生はアメリカに勉学の機会を求めた。旧自由党系の壮士は明治政府の弾圧を逃れた。かれらが移民の先駆者である。福沢諭吉やその門下の和歌山県那賀郡の本多和一郎のような教育者、あるいは渡米奨励者によって、

渡米を刺激された若者もいた。「自由の天地」、労働の神聖、「一大雄国」、「沃野千里」、「彼岸の楽土」といったアメリカの肯定的イメージが「アメリカの夢」をかきたて、渡米を促したともいえる。和歌山県がアメリカへの移民を輩出するのは、移民初期の本多の影響が大きかったといわれている。その一方で、明治20年代には一般的な出稼ぎ労働者が徐々に増え始め、やがて日本人移民の主流になっていく。ハワイの砂糖黍農園での契約労働を終え、帰国よりも、ハワイよりも労賃の高いアメリカへ向かうことを選んだ人々、あるいは、競争率の高かった「官約移民」にもれた人々もいよう²⁾。

こうした移民たちは、手紙で、あるいは帰国して、または著作で、講演で、「アメリカの有望さ」を語った。単に語るだけでなく、移民労働者を募る者もいた。藤井小十郎は、1884年から2年間、太平洋岸北西部地方をまわり、帰国後郷里の若者に渡米を熱心に勧めた。一説には530名もの広島県人の渡米に関与したという³⁾。旧自由党系のいわゆる先駆者には、移民会社を興したり、あるいは、人夫請負業に入った者が多い⁴⁾。自由民権の壮士であった、山岡音高は、請負業としては最大手の一つ、東洋貿易会社をシアトルに興している。仕事から西海岸の将来性を知って、この世界に入った者もいる。外務省官吏であった伴新三郎は、太平洋岸北西部視察後、ポートランドでS伴商店の名で請負業を中心に多角的な事業を始めた。さらに片山潜、島貫兵太夫のように組織を造り、若者に渡米を積極的に啓蒙、支援した者もいる。こうして、アメリカでは、「徒手空拳」で“一獲千金”の夢を実現し“錦衣婦郷”できる、という話が広く流布し、明治後期には一種渡米熱ともいえる現象が生まれた⁵⁾。

話の受け手は、アメリカに甘い“成功の夢”を思い描き、ある者は渡米を実行に移した。ある千葉県人の場合は、失った財産を取り戻すために渡米した父が10年ほどで“錦衣婦郷”した。かれは、

「村に留まってもなんにもならない」と思い込み、1912年、アメリカに帰る父とともに渡米した。当時は、渡米するのが若者の「第一志望」であったという⁶⁾。ある広島県人は、早くも1891年には、渡米すれば月々15から20ドルの月給が得られると友人から“保証”され、おそらくは家財を売却して船賃を用意し、渡航した⁷⁾。出身地と時代状況をみれば、おそらくは、「官約移民」に漏れ、“金儲け”のためにハワイがだめならアメリカへと、海外に渡航したのであろう。

また、カナダのバンクーバー経由で1893年、オレゴン州のポートランドに上陸したある岡山出身者は、不自由のない平凡な生活のなかで、ある日、渡米した村人の留守宅を訪れ、鉄道人夫が一日二円になる話を聞く。「〔当時〕一等知事の年収が千両箱〔千円〕一個であったわけである。もちろん、学歴もなにもない私に千両箱など夢であった。しかし、アメリカで日収一ドル何十セントかとれば、日本円で二円とすこし。一年間働けば、一等知事と同様に千両箱が稼げる。私は両親を口説いた。私はなにがなんでもアメリカにやってくれと追った⁸⁾』という。ある山梨県人も、知人の家にアメリカの話聞きに行き、アメリカが広大で、豊かで、望み通りの生き方ができる国だと聞かされる。そこで、ちょうど日露戦争が勃発し、徴兵を逃れるためもあって、師範学校進学をやめ、急ぎ渡米したのだ、と回顧している⁹⁾。

すでに、ハワイおよびアメリカへ多数の移民を送出していた広島県のある出身者は、「一戸平均して二人もアメリカへ出かせぎにいており、平型して一戸当たり百円も送金してきた。私たち村の青年たちは、まさに“アメリカには金の成る木がある”くらいに考えていた。私の兄二人もアメリカ本土で働いており、私も兄のあとを追うようにして、一六歳の時、ハワイへ渡った。ハワイで旅費を稼ぎ、兄のいる米本土に渡ろうと考えた」と、渡米は当たり前であった事情を語っている。かれがハワイに渡るのは1902年頃である¹⁰⁾。

新聞記事も渡米のきっかけを与えた。後に「ポテト王」と呼ばれ、在米日本人会会長を務めた牛島金爾も、福沢諭吉に促されカリフォルニアに開拓村を開こうとした井上角五郎の記事を時事新報紙上で読み、渡米を決意、1888年実行した¹¹⁾。あるいは、時代はやや下がるが、別の岡山出身者は、「支那大陸への進出を夢みていた」が、西部劇の「曲馬団」をみて、「西部の大平原に何千、何万の牛馬を相手としたカーボーイの逞しい生活をみて、すっかり“アメリカ病”にとりつかれてしまった。無限の大陸、一望千里の豊かな土地、自由と平等を尊ぶアメリカこそ、自分の永住の地と決めてしまった」という¹²⁾。このように、それが“金儲け”であれ、勉強であれ、若者は日本にはないと思われた機会と成功の夢をアメリカに託し、自ら求めて太平洋を渡ったのである。

3. 排日運動の論点

日本人移民が生活の根拠としたのは、おもに太平洋岸諸州なかでもカリフォルニア州であった。「カリフォルニアの対日戦争」¹³⁾と称されるほど、排日運動でアメリカの世論をリードしつづけたのもカリフォルニア州であった。同州は、その地理的条件のために、東洋からの移住に比べるとヨーロッパからの移住が困難であり、しかも開発途上地域であり、東洋人に対する排斥感情は強かった。東洋人に対する人種偏見の研究分野における第一人者、ロジャー・ダニエルズは、第二次大戦前のカリフォルニアの世論を評して、「アメリカ全体よりも〔反東洋人感情の〕沸点が低かったのであろう」と述べている¹⁴⁾。在米日本人の数は、合衆国統計によれば、1890年に2,292名、1900年に24,788名に過ぎず、1910年で67,744名である¹⁵⁾。1899—1910会計年度までに合衆国に入国した日本人移民の目的地別分布は、1911年移民委員会の報告から算定すれば、アメリカ大陸では45.4パーセントがカリフォルニアである¹⁶⁾。さらに、同時期に入国者の目的地を州別に分け、各州の入国者数

の第一位と第二位を国別にみると、日本人は、カリフォルニア州では総数245,636名中北イタリア人50,156名に次いで第二位であり、日本人は全移入者数の13.6パーセントであった。ワシントン州では111,814名中第一位の25,912名(23.1パーセント)、オレゴン州では28,936名中、4,485名(15.4パーセント)の第二位である¹⁷⁾。以上の数字は、上陸に際して、入国者が目的地としたところであり、実際の居住地を示すものとは限らないが、参考にならう。確かに、日本人居住者数は太平洋岸では他地域に比べ比率が高かった。とはいえ、カリフォルニア州全人口に対する日本人の人口比率は、最大の1920年代でさえ、2.1パーセントに過ぎない¹⁸⁾。

ここで、排日論を概説する前に、日本人移民が排斥される1924年移民法制定までのアメリカの移民法の変遷の概略を掴んでおく必要がある。最初の重要な移民関係法規は1798年の一連の外国人治安法であるが、これは一般の移民労働者を対象としたものではなく、当時のヨーロッパ状況とアメリカ国内の政争を背景にした、極めて特異な政治的産物であった。1801年には廃棄された。しかし建国当初から合衆国にとって「望ましくない」外国人の移住を阻止しようとした動きのあったことは、注目してよいだろう。南北戦争までは、移民保護法的、促進的法規はあったが、移民に対する規制法規はなかったといえる。1840年—50年代のノーソッシング党を中心とした反カトリック、反アイルランド人の排外運動も連邦議会を制するまでには至らなかった¹⁹⁾。この時代は各州によってそれぞれに移民規制が行われていたに過ぎない。

しかし、世論は連邦の総括的移民法規を求めていた。1875年には、連邦法で、犯罪者、売春婦の入国が禁じられた。そして、1876年、連邦最高裁判所は、州による移民規制を違憲とした。以後、移民法は連邦の規制するところとなる。1882年には、犯罪者の他に、貧民、白痴、精神病患者の入国が禁じられた。こうした法は個人の質を問題に

したものであり、労働者の流入制限を目的としたものではない。しかし、時代の流れは移民労働者の入国制限へと動いていく。南北戦争以後、急激な産業発展にともなって、アメリカの企業は低廉な労働力を求め、盛んにヨーロッパに労働者募集の広告を出していた。労働騎士団を中心とする労働組合は国内の労働者保護のために、そうした慣行に異議を唱え、入国前に仕事口を決めておく“契約労働”に反対した。契約移民禁止法は、1885年に制定された。労働騎士団はやがて衰退するが、かわってA.F.L.(労働総同盟)が国内の労働者の生活水準を守るという理由で、移民排斥運動の主翼を担っていく。さらに東欧南欧からの移民の増大にともない、移民法は毎年のように改定強化された。1903年には読解力テストの実施が決定した。1907年には、合衆国本土への転航を阻止する権限が大統領に与えられた。1907年までに、白痴、精神病患者、伝染病患者、売春婦、契約労働者、一夫多妻主義者らの他、アナキストや暴力革命信奉者らも入国を禁じられた。こうした移民排斥運動の理論的論拠を与えたのは、19世紀後半のアングロ・サクソン族を最優秀とする“科学的”人類学および社会進化論であった。

19世紀の移民法は、南欧東欧からの移民規制を目的としたものであったが、排斥法ではなかった。しかし、東洋人は劣等人種であることを理由に、早くから排斥の対象となった。1882年には中国人排斥法が成立した。これは、最初の移民労働者排斥法であり、国籍を理由とした最初の差別的移民法である。同法は、当初10年間の時限立法であったが、1992年に延長され、1902年に普通立法となり、1943年まで存続する。そして、先例として、その後の東洋人排斥運動の目標となるのである。1917年移民法で、東洋人移民は日本とフィリピンを除き、入国を禁じられた。フィリピンはアメリカの領有下にあり、またマレー系は“茶”色人種とされた。日本人に対しては、1908年の日米紳士協約により、日本政府が移民労働者の渡米を

自主規制していた。形式的には、日本人だけが東洋の中では特別扱いされていたわけである。

1921年には、排外思想の高まりの中で、ヨーロッパからの移民にも総合的な数量制限が加えられた。1910年の国別人口の3パーセントが移民割当の限度となった。この時も、日本は適用を除外された。しかし、1924年の移民法で、「市民権を得る資格のない」日本人は、入国を禁じられることになる。同法は、別名、排日移民法とも称されるが、日本人を名指しした表現はない。1890年の国勢調査の国別人口の2パーセントを移民割当にしており、移民規制法の歴史からみれば、その狙いは、南東欧からの「新移民」にあった。しかし、同時にそれは、帰化不能外国人入国禁止条項を挿入することで、東洋人の移民禁止を明言したことになる。東洋人はすでに1917年の移民法で排斥されていたから、残る対象は日本人であり、日本人を名指ししたも同然であることは、アメリカ側でさえも承知したことであった。

以上のように、アメリカにおける移民労働者排斥運動は、19世紀の終わり4半世紀から労働組合を中心に展開され、次第に一般世論の支持を受けるようになっていく。アメリカ世論が移民の質を問い、総合的な移民規制が論議されつつあるこの時代に、日本人移民労働者の渡米が始まった。そして、始まると同時に排斥の声を受けた。日本人の対米移民の始まりから1924年移民法制定までの排日運動の経過を概観すると、特徴的新論理の展開によって、①1900年を中心とする初期の論理、②紳士協約に至る日露戦争後の論理、③1924年移民法に至る論理、以上の3期に大別できる。

1887年にサンフランシスコ市長選に立候補した「オードネル」が、日本人帰れと叫んだという。これが最も早い公的な場での排日のあらわれといわれる²⁰⁾。季節の変動があるが、同市の日本人居留者数は、1887年に出版された日本人向け案内書によれば、800名と概算されている²¹⁾。1892年には、エギザミナー、モーニングコール、ブレッテ

イン各紙が日本人移民労働者問題を取り上げ、中国人排斥を煽動したデニス・カーネーが次は日本人だと、排斥の声を上げた²²⁾。実力行使的な排日事件は、1891年にはサクラメント付近で、翌92年にはヴァカヴィル、98年にはリーヴァーサイド、レッドランドで日本人労働者襲撃や追放、事件が発生した²³⁾。こうした散発的な、嫌がらせのようなのあられから始まって、日本人移民労働者の“急激な増加”と、東洋人労働者人口の多いハワイの領有、中国人排斥法の期限切れ、サンフランシスコのペスト禍があいまって、まもなく組織的な排日の声が上がってくる。1900年には、中国人排斥法の延長を求める大衆集会において、外交官を除くすべての日本人排斥を求める決議が採択された。翌年には、カリフォルニア州知事ゲージが、「中国人労働者からくる差し迫った大きな危険と同様な危険が、無制限の日本人労働者の流入にはある。その労働力の安さはアメリカの労働力に対する脅威である」と指摘し、「アジア人労働者移民からアメリカ人労働者を保護するために必要な法律と決議の採択」を連邦議会に求めるよう、カリフォルニア州議会に提言、議決された²⁴⁾。要するに、世紀転換期の排日は、中国人排斥に付随したものであったといえる。日本人は、Coolies（苦力）とか Asiatics（アジア人）といった表現で、中国人と一括された。しかし、この頃すでに、後の排日を考える上で、見過ごすことのできない論理が展開されはじめている。サンフランシスコの邦字評論月刊誌、『遠征』には、「日本人問題」と題して、シカゴ以西最大のサンフランシスコ・クロニクル紙がこれまでの「保護的口調」から離れ、日本人攻撃を始めたことを指摘し、その論旨を次のように要約している。

一、日本人は如何にしても支那人に次いで放逐すべき国民なり。

一、危険なる点に於て、日支人何れが恐るべきものなるかを問はんに、寧ろ日本人なりと答ふことに猶預せざるべし。

一、日本人は洋服を着し、洋風に生活するを以て米人の目を暗ます便利あり、即ち支那人に比して更に危険の甚しきものあるは是か為めなり。

一、日本醜業婦の蔓延は、尤も米国の風俗を壊乱す、日本人家内労働者の多きは、子女小児の風俗を壊乱するものなり。

一、日本労働者の斯く増加するは、米國労働者を困厄の穴に葬るものなり²⁵⁾。

換言すれば、日本人は、中国人よりも文化的同化力を示し、白人とともに生活し、それだけ中国人よりも危険であるというのである。そして、1901年には移民委員会は、「日本人は中国人よりも卑屈であるが、従順ではなく、はるかに好ましくない。中国人の持つ長所は皆無でありながら、欠点の大部分を持つ」、そして「巧猾で、当てはできず、不正直だ」という意見を載せている²⁶⁾。中国人よりも危険だというこの論理は、1902年に中国人排斥法が永続的立法になり中国人の“脅威”が消えると、さらに強く主張されるようになる。

日露戦争で日本軍が旅順を攻略してまもない1905年2月23日、サンフランシスコのクロニクル紙は、「日本の侵略一刻下の問題」と題して、日本人移民に対する警告を発し、以後、一連の排日記事を掲載していく。日露戦争に日本が勝利した1905年は、排日煽動が「恒久的基盤を置いた」年といわれている²⁷⁾。同年3月11日には、オーガナイズド・レーバー紙が、「勝利に酔い、抑え切れない野望に突き付けられて、これら百万の日本のナポレオンたちは征服すべき新領土を求めて目を転じ……カリフォルニアはとくに食指をそそる戦地である。かりに火薬と砲弾を用いずにそこを占領できれば、それにこしたことはないのだ」と、日本の“野望”と日本人移民の“役割”をセンセーショナルに書き立てた²⁸⁾。1906年のサンフランシスコ学童隔離問題に発して日米関係が緊張すると、排日論者たちは、黄禍論を論じ、日米戦争の恐怖を叫んだ。そして、クロニクル紙は1906年11月14日、「当地に来る日本人はいつまでも日本人

である…一人残らず、その職務が要求する限り、日本のスパイである」と断定した²⁹⁾。その後、中国、太平洋地域での日本との競争が激しくなるにつれ、日米戦争と日本人移民スパイ説は、安直で煽動的なハリウッド映画や小説のテーマに利用され、広く一般世論に流布されていく。

日露戦争の日本の勝利はまた、日本人の“人種的劣等性”に波紋を投げかけることにもなった。人種的に日本人がモンゴル人種であることに異議を唱える学者もいたが、そうした意見はごく一部の限られた意見に過ぎない³⁰⁾。東洋人である日本人の白人に凌駕する“優秀性”を認識することは、アングロ・サクソンを頂点とするチュートンの人種と文化が、その最前線たるカリフォルニアにおいて、生存を賭けて東洋人と競争することを意味した。1905年5月には、日韓人排斥同盟(後、アジア人排斥同盟と改称)がサンフランシスコに組織され、1908年2月までには、労働組合を中心に、会員数11万を擁したという³¹⁾。同会は、その結成大会で、「われわれは常に日本人は劣等人種であるとみなしてきたが、今や突然、彼らはわれわれの脅威となった…日本人はわれわれと同等であり、労働能力もひとしい。彼らは誇り高く勇敢で信念をもっている」と認めた³²⁾。しかし、その綱領は、「同じ領土に2種以上の同化できない人種が共存することはできない」と断言し、「コーカサス人種とアジア人種は同化出来ない。これらの人種が接触すれば、結果は…前者に危害が及ぶ。アメリカの大地、とくに西海岸においてコーカサス人種を保全するために、アジア人のアメリカへの移民を阻止もしくは縮小するための、あらゆる方策を採る必要がある」と、東洋人移民労働者の排斥を訴えた³³⁾。

1908年の日米紳士協約から1924年移民法成立までの排日の論拠は、排日論者の言葉を借りれば、次のように要約される。

1) 日本人は、同化できないし、また信頼するにたる

良きアメリカ市民になることもできない。

2) 日本人は、平和的勢力浸透によってアメリカに永久的基盤を築こうと断固決意している。

3) アメリカ人は、日本人との経済的競争にも、出生率競争にも対処できない。

4) 直ちに対策を講じなければ、当初は経済的競争により、後には数の力によって、日本人はアメリカを支配するようになる。

5) アメリカへの移民の決定権を外国に委ねるのは、愚の骨頂である。

6) 自己の防衛上、中国人排斥法と同様の排斥法を日本人にも適用すべきである。

7) 手遅れにならないうちに、対策を講じるべきである³⁴⁾。

1) は排日論の根幹をなす。同化論には、人種的側面と、社会文化的側面があるが、排日論者は、第一義的に人種的同化には嫌悪感と恐怖感を示した。1905年にはカリフォルニア州で白人とモンゴル人種との結婚が禁止された。1906年の学童隔離問題も、日本人成年男子が白人の少女と同席することに対する人種的嫌悪が一因となっていた。2) は、強大化する日本帝国の領土拡大野心と移民とを結びつけて論じられた。そして、日本人の急激な農業進出と土地所有面積の増加が、やり玉にあげられた。3) と4) は、紳士協約以後の新たな事態の発生、すなわち、妻の渡米とアメリカ市民たる二世の誕生を指摘し、5), 6), 7) はそうした事態を招いた紳士協約を批判し、その廃止を訴えたものである。

同時期の排日運動の目標は、戦術的には、完全な日本人移民排斥法の制定と、すでにアメリカに生活する日本人とその子孫の生活の基盤を剥奪することへと二分化した。前者は紳士協約制定以後、太平洋岸諸州の活発な運動にもかかわらず、政治的実現の可能性は少なかったが、1924年移民法成立の土壇場に、劇的に逆転成立した。後者は、経済的には、外国人土地法に代表される生活権の侵害であり、司法的には、最高裁による日本人帰化不能性の確認と、排日勢力による二世の市民権剥

奪運動である。

紳士協約制定は、排日勢力にとって、日本人排斥立法に代るべき効力を持つはずの合意事項であった。ところが、実際には、紳士協約以後も日本人入国者数は減少せず、かえって増大傾向がみられた。とくに排日論者が激しい非難を浴びせたのが、いわゆる写真花嫁の入国であった。まず、見も知らぬ男と結婚させられるのは、非人道的であると非難された。また、日本人女性は、夫と並んで、農作業にも従事したので、写真花嫁たちは、紳士協約で禁止されている労働者であると、断定された。しかし、排日論者の真意はもっと深いところにあった。排日論の急先鋒であったマックラチャーは、1919年に著した『アジアのドイツ』と題する小冊子のなかで、『写真花嫁』計画は疑いもなく、『紳士協約を』回避するために、我国旗の下でできるだけ早急に日本人の数を増加させるために、とくにカリフォルニアを含めた数州で通過した外国人土地法の施行を打破するために始まった…その女性は即座に子供を生むことでその義務を果たす。一年に一人という多さである。子供はすべて注意深くアメリカ市民として登録され、市民としてのすべての特権に対する権利を持つ」のだと断定した。そして、反排日運動の第一人者シドニー・ギューリックの移民割当案が実施されれば、日本人人口は40年後の1923年には200万、80年後には1000万人になると計算した³⁵⁾。民主主義社会では、数は力である。日本人を一枚岩の集団として以外に眺めることのできなかつた排日勢力にとって、「後には数の力によって、アメリカを支配するようになる」と、恐れたのも当然であったろう。写真花嫁の入国は、排日運動の緩和を期待した日本政府によって、1920年末、旅券発給停止が決定され、翌1921年2月末日で旅券発給業務は打ち切られた。

二世の誕生に関連して、その国籍と教育が問題とされた。かれらはアメリカの市民権を持つだけでなく、日本国籍も持ち、万一の場合には、天皇

に忠誠を尽くすよう、家庭や日本語学校で教育されており、出生地の如何を問わず、「日本人はいつまでも日本人である」と非難された。そこで、排日論者たちは、写真花嫁の入国禁止と排日移民法の制定を求めるとともに、「市民権を得る資格のない」外国人から生まれた子供の市民権を剥奪するよう、憲法修正を求めていくのである。

4. 日本人側の対応

日本政府は、アメリカで排斥が叫ばれると迅速に対応し、一方で、アメリカ政府に抗議し、他方で強力な対米移民抑制政策を行った。1909年までのアメリカ向け旅券発給数をみると、1900年には10501であるが、1901年には1950に急激する³⁶⁾。これは、日本政府が1900年に合衆国本土向け移民の旅券発給を停止したからである。1902年には、在米日本領事館の在留証明書を所持する者、およびその妻子には旅券が発給されるようになった。非移民、すなわち十分な資力の裏付けがある学生、商人はこの規制を受けない。日本政府は1908年に日米紳士協約に合意する以前から、実質的に対米移民自主規制を行っていたといえる。日本政府が1万程度の旅券発給に神経をとがらしたのは、在米日本人居留者の福利に関心があったというよりは、一つには、親米政策をとる外交方針上、アメリカの世論の動向、ひいてはアメリカ政府の対日政策に関心があったからである。また、一つには、「脱亜入欧」、世界の「一等国」にならんとする国家的悲願のためである。1907年の転航禁止大統領行政命令は、1924年移民法と同様に日本人移民を対象にした規制であり、影響ははるかに大きかったが、同移民法に比較すれば皆無といえるほどの反応しか日本政府は示さなかった。これは、大統領行政命令の表現が、ヨーロッパ移民にも適用しうる一般的表現であったからである。日本政府は、同じ扱いであれば、あるいは日本政府の自主規制であれば、在米日本人社会からの要求は黙殺した。日本政府の移民観は、大蔵省管理局の『日本人の

海外活動に関する歴史的調査』にみられる「日本移民の中に排斥せられても仕方がない様な幾多の欠陥を持つものであった」という総括に代表されるであろう³⁷⁾。在米日本人は、こうした日本政府の姿勢を敏感に感じとって、「棄民」と自らを称する場合さえあった。そして日本政府に依存せず、排日運動に対処していく。

在米日本人の排日運動への対応を大別すると、①賭博と売春の撲滅を中心とする風俗矯正運動とアメリカ化運動、②対日および対米世論啓発運動、③土地法試訴や帰化権試訴に代表される法廷闘争の3つに分けられよう。これらの運動を支える基本的概念は、日本人は同化できるし、またすでに同化していることをアメリカ社会に実証することであった。そこで日本人が“同化”をどのように捉えていたかが問題になる。

在米日本人が排日を意識するとき、つねに我身の反省材料となったのは、その生活態度であった。1911年2月10日、桜府日報紙は、アウトLOOK誌の低賃金、低生活水準という批判が不当であると反駁し、「日本人は南欧移民より高価なる生活を為せり」と断言した。しかし、「然れども日本人は外観より不潔にして低廉なりと思はるるが如き生活を為しつつあり、同化不可能なりとは畢竟此辺より出づる非難なりと思はざるべからず」と、記している。そこで、同紙は十仙隊という日本人無頼漢を攻撃し、賭博売春といった不道德行為の撲滅運動を支持し、さらには「下劣なる木綿衣の垢付きたるを着て肌もあらはに往来に出」る女性の服装にまで、注意を喚起した³⁸⁾。

実際、当初の移民の服装は「奇異な」ものが多かった。サンフランシスコの領事たちが神経をとがらせた部類の移民であった一人は、1904年にサンフランシスコに上陸した当時を次のように回顧している。

帽子もかぶらず、頭はイガ栗の坊主頭、ふんどしを一本本めて、筒袖の木綿の浴衣や縞模様の和服、ヘコ帯

をむすんで、下駄ばき、足袋をはいたのも素足のものもいた。当時の日本では都市、農村における、ごく当り前のスタイルだが、米本土の白人たちは異様に思っただろう。私たちは、それに毛布と布団の一包みと柳行李を振り分けにしてかつぎ、サンフランシスコに上陸したのである。「郷に入っては郷に従え」で、何故もってアメリカ風のスタイルをしていなくなったかといえば、日本の出発にあたって誰も、こうしたことは教えてくれなかったからだ。私は南海移民会社の世話で渡米したが、会社もまた個人も、アメリカ風習などについて一言も教えてくれなかった³⁹⁾。

また、明治24年ころ、物見高い青年数名が「不健康地」と評判のフレズノに見物にでかけたところ、風俗壊乱罪で収監されるという事件が起こっている。かれらは夏期コートを着用していなかったから逮捕されたのだという。初期の日本人社会を知る、邦字新聞記者の第一人者であった鷺津文三は、この事件に言及し、当時の日本人社会では「衣服らしい衣服を着てゐる者は暁天の星の如きもの」と回顧している。当時、福音会の会長であった安孫子久太郎も、「グリースだらけの古服を三年も着流して平然たるものであった」という。前記事件の青年たちは、釈放されると、フレズノの農園の木の下で寝たという。しかし、新開地の移民社会では、こうした状況は日本人に限るものではなかったことを付言しておくべきであろう。ヨーロッパからの移民夫婦も、馬小屋の藁のなかで寝起きしていたという⁴⁰⁾。実際のところ、1911年上院移民委員会の報告によれば、日本人労働者は、英語やアメリカの制度に対して極めて高い学習意欲を示し、人種偏見や社会的差別にもかかわらず急速な進歩を遂げている、と結論づけている⁴¹⁾。日本人移民にとって“同化”とは、まず第一にアメリカ的生活態度を身につけることであった。上記の日本の服装で上陸した人物は、自己の服装がアメリカ風でなかったことを痛烈に自覚しており、アメリカの生活習慣を採り入れる用意のあったことを示している。

このように、日本人は中国人と混同され、また、

当初は中国人街の一角に、後には隣接する形で日本人社会は発達したが、日本人は中国人よりもはるかに強い文化的同化性を示した。日本人社会と中国人社会との比較研究によれば、日本人移民は渡米するまでにすでにアメリカと同様な核家族を中心とする家族関係を築いており、また、妻の入国が可能であり、アメリカ市民たる二世が生まれたことが、日系人社会のアメリカ社会への統合をもたらした原因と数えられるという。一方の中国人社会では氏を中心に結束し、自己完結性の高い閉鎖的な自治社会を形成したが、他方、日本人社会は、アメリカ社会に平等の権利を求めて、法廷闘争をはじめさまざまな活動を展開した⁴²⁾。

日本人が、同化を求め、平等の権利を求めたのは、一つには、日本政府と同様、ヨーロッパの諸国民に対し、決して劣っていない、という自負心があったからである。片山潜の主催する渡米雑誌『亜米利加』には、1907年の大陸転航禁止令に反対して、「米国来住移民の大勢一斑」と題する排日論反駁が掲載されている。その記事は、「欧州移民と日本移民と何れが劣等なるや」を問い、上陸拒絶者、病院収容者、無学文盲者、卑賤なる職業者、携帯金の欠乏者の数を比較した。そして、「数にも足らぬ日本移民の欧州より来住したる下等移民の為に排斥されるはむしろ不思議」と述べ、その原因を人種的偏見と、日本人に参政権がないことに帰した⁴³⁾。また、在米日本人世論の啓発者として、日本人の永住を提唱した、日米新聞社社長安孫子久太郎は、アメリカ人を「純粹の北米人」と「外来の北米人」に分け、「日米戦争の風説を伝へ日本人排斥を称へる北米人は輕佻で、浮薄で、無思慮な国民だ。けれど、輕佻や、野次馬は合衆国の本色でない。アレは加州沿岸に方徨いてゐる欧州移民の北米化した特殊の北米人で、華盛頓の子孫たる北米人は、最つと公平で、最つと思慮がある」と、述べている⁴⁴⁾。こうした言葉から当時の在米知識人さえもまた、時代の人種論の影響下にあったことが明瞭である。一般に一世は昔を

語るとき、「白人」が移民である場合には“アメリカ人”とは総称せず、「グreek」、「アイリッシュ」、「ジャーマニイ」と国別呼んでいた。「白人」は総称に使われる。「イタチ」、「メキ」というのは、イタリア人、メキシコ人の蔑称である。かれらが、「アメリカ人」というときは、一般に中、上流の親日的アメリカ人を指していると思われる。こうした日本人側の人種偏見をともなう民族の誇りは、当然、日常の態度にもあらわれ、日本人は cocky、生意気、と非難されたのである⁴⁵⁾。

一世たちは、同じ移民でありながら、排斥されることに口惜しい思いであったろう。ある一世は

私も、若くして渡米したが、排日の波が高く「ガッテム・ジャップ」の罵声を何百回もきかされた。何を言うのか、この野蛮人が、われは東洋君子国の国民であるぞ、と殿様のような気でのんきにやってきた。妻を迎え、子女をもうけ、一家をなすと、これからは元気だけではやっていけない。ここを墳墓の地と定めて、石の上にも三年目。その倍の六年間、辛棒すれば、子供が成年に達する。そうすれば、この悪法〔外国入土地法〕の意義がなくなると、ただ忍耐の一途にあった。

時には見知らぬ白人の訪問にあえば、検事局からの土地法違反摘発の役人ではないかと、おびえたことは、一再にとどまらなかった。外国人が、在住国で平等の待遇を受けられないことほど悲しいことはない⁴⁶⁾。

と、差別された時代を回顧している。

5. おわりに

日本人のアメリカへの移住と排日運動の歴史を振り返ってみると、排斥は、国民としてのアイデンティティの確立期に異分子が“侵入した”と感じるところに発生したことがわかる。違いに対する視覚的、文化的違和感は、対象を容易に類型化する。そこに政治的、経済的利害が絡むとき、集団の否定的ステレオタイプは強化され、永続する。中国人の後に続いた日本人が中国人に対する偏見を引継ぎ、その偏見が労働組合、マスコミ、政治

家に利用され、喧伝されるうちに、次第に増幅され、一般世論に浸透していった。一方の側にのみ権力があり、しかもアイデンティティに不安感があるところに、他方が強く統合を求めるとき、排斥は強く、理不尽なものとなりうる。

渡米した日本人は、アメリカの文化を詳しく知らなかった。しかし、アメリカに経済的成功の機会を求めた時、「郷に入れば郷に従え」の諺通り、アメリカに文化的に積極的に同化しようとした。衣食住、習慣、言語、教育の同化はもちろん、表情、態度のアメリカ化は起こると考えた。身体的特徴でさえ、時間がたてば、多少の変化が生じうると考えていた。そして、問題とされた愛国心でさえ、「大和民族」として、アメリカに忠誠が尽くせると信じたのである⁴⁷⁾。一方、アメリカの人々も日本人の文化を知らなかった。自由、平等、被抑圧者の避難所という国是を掲げながら、東洋人を“同化できない”国民として、望ましくない人種として、排斥した。「日本人は我文明のなかに胴枯れ病を引き起こす虫害である」と断定し、日本人の「平和的浸入」からアメリカを守ろうとした⁴⁸⁾。太平洋岸において、移住者として同じ立場に立ちながら、一方には参政権があり、他方には「市民権を得る資格」がなかった。しかし、日本人は、アメリカの精神にのっとって、ヨーロッパ人と平等の正義を求めた。

第二次大戦直前、日系人社会では、日米有事の際も、二世は「確固不動の態度を持し身を以て米国に対する忠誠及日系市民としての実力を發揮し」、アメリカ社会の誤解を一掃するのが当然であり、一世も「米国を墳墓の地として最善を尽すの外なし」覚悟であったという⁴⁹⁾。ところが、日系人は、日本人の血をひくという理由だけで、個人の信条とはかかわりなく、太平洋岸防衛地区から立ち退きを命ぜられる。こうして始まる日系人強制立退・収容政策は、長年の排日運動の頂点として、また、人種的偏見による人権侵害として、アメリカ史上の大きな汚点となった。アメリカが

人種差別的帰化法を改正するのは、東西冷戦のさなかの1952年、“アジア三角形”の規制を撤廃するのは1965年移民法である。そして、「戦時の過ち」を匡救するための法案にレーガン大統領が署名することによって、長く続いた日系人の反差別運動と補償要求運動にアメリカ政府として一つのけじめがつけられるのは、1988年8月10日のことである。おそらくは、政府による人種を理由にした集団的強制立退・収容といった人種差別的人権侵害事件は繰り返されないであろう。しかし、肌の色、国籍、宗教、風俗習慣の違いが生む文化摩擦や偏見差別は、ニューヨークの韓国系の人々と黒人との対立のように、民衆レベルでは、今後も起こる可能性があるだろう。

日米関係が友好を保ちつつも緊張している現在、アメリカの世論は日本人に対する好感情を維持しつつも、日本の経済力に強い懸念を抱いている⁵⁰⁾。そして、一部に広告による日本とその文化に対する批判攻撃が増しているという⁵¹⁾。今、日本は、対米関係に限定すれば、かつての移民が批判されたような、“同化”の問題に直面しているといえる。しかし、われわれはアメリカにのみ目を向けていればよいというわけでない。文化摩擦に対しては、世界的配慮がなければならない。ともすれば“国際化”や“世界”を意識するとき、われわれはいわゆる欧米先進諸国のみを対象に考え、アラブ、アフリカ、アジアのさまざまな国々や文化を視野から外してしまう。しかし、“国際化”を唱えるときには、そうした文化や人々のことも同様に視座に組み入れなければならない。異文化接触による摩擦は相互の無知、鈍感、不安から生じる偏見、誤解から、悪循環をきたし、やがて差別・排斥に対する“合理的な”理論づけがなされるのである。政治外交を扱う領域では、国際関係が文化間関係であることは、当然のこととして認識されている⁵²⁾。“国際化”とは、日本の国内でもこの文化間関係が生じることである。いいかえると、われわれが受け入れ社会になるという

ことでもあるのである。そして、受け入れ社会における文化摩擦は、主流文化と新来者とのあいだのみに限られるのではなく、移住者のグループ間にも発生しうるのは、現代ニューヨーク市の問題と、日本人移民と排日運動が教えている。

註

- 1) New York Times紙1990/5/8, 14, 17, 22, 6/2, 4など, ニューヨーク面参照。
- 2) 広島県戸坂村では、「官約移民」の競争率は平均4倍であり、これが、また渡米移民を送出する一因になったという。児玉正昭「出稼ぎ移民の実態」『広島市公文書館紀要』8, (1980) 42, 44頁。
- 3) Eileen S. Sarasohn, ed, *The Issei: Portrait of A Pioneer: An Oral History* (Pacific Books 1988), p. 22. 藤井義人インタビュー。
- 4) 菅原伝, 日向輝武らは、移民会社で蓄えた資産をもって、後に中央政界に進出する。
- 5) 拙稿「明治期における渡米熱と渡米案内書および渡米雑誌」『津田塾大学紀要』16 (1984年), 「日米成功雑誌に関する一考察」『アメリカ研究』21 (1987年) 参照。
- 6) Sarasohn, *op. cit.*, pp. 24-25.
- 7) ところが、その友人の手紙が、契約労働を示す証拠とされ、移民官に上陸を拒絶された。かれは、他の4名とともに、珍田捨巳領事の奔走で、上陸を許される。『日本外交文書』24巻225文書, 付属書。
- 8) 伊藤一男『北米百年桜』(日貿出版, 1973) 55頁。
- 9) Sarasohn, *op. cit.*, p. 18.
- 10) 伊藤一男, 前掲書, 47頁。
- 11) Yuji Ichioka, *Issei: the World of the First Generation Japanese Immigrants 1885-1924* (The Free Press, 1988), p. 10.
- 12) 伊藤一男, 前掲書, 66頁。
- 13) John Higham, *Strangers in the Land* (1955 8th printing, Atheneum 1969), p. 166.
- 14) Roger Daniels, *the Politics of Prejudice* (University of California Press 1977), p. 107. 以下Daniels, PPと略す。
- 15) U. S. Dept. of Commerce, *Historical Statistics of the United States: Colonial Times to 1970*, I, C228-295.
- 16) Immigration Commission (Senate), *Statistical Review of Immigration 1820-1910: Distribution of Immigrants 1850-1900* (Government

- Printing Office 1911), table 27.
- 17) *Ibid.*, table 28.
- 18) Roger Daniels, *Asian America* (University of Washington Press 1988), p. 115.
- 19) Ray A. Billington, *the Protestant Crusade 1800-1860* (Quadrangle Books 1964).
- 20) Yamato Ichihashi, *Japanese in the United States* (Stanford University Press 1982), p. 229. 在米日本人会事績保存部『在米日本人史』(1940復刻版 PMC出版 1984年) 1070頁。
- 21) 石田隈治郎編『来たれ日本人』(川上芳途1887年) 32頁。
- 22) 『日本外交文書』25巻311, 322文書。
- 23) 『在米日本人史』1075-76頁。
- 24) U. S. Immigration Commission (Senate), *Immigrants in Industries Part 25, v. 3 Japanese and East Indies* (Government Printing Office 1911), pp. 167-168. 以下IC1911と略す。
- 25) 『遠征』1982/6/1 (12号), 14-15頁。
- 26) U. S. Industrial Commission, *Reports of the Industrial Commission* (Government Printing Office 1901), XV 754.
- 27) Daniels, PP, p. 24.
- 28) Robert F. Hiezer & Alan J. Almquist, *The Other Californians* (University of California Press 1971), p. 179に引用。
- 29) Jacobus tenBroek et. al., *Prejudice, War and the Constitution* (1954 3rd ed., University of California Press 1968), p. 341に引用。
- 30) 日本人の帰化権の有無を争った小沢孝雄事件, 山下宅治・河野兵三郎事件で、原告側は、日本人はモンゴル人種よりもコーカサス人種に近いアイヌを先祖とし、帰化権を有するトルコ人やアルメニア人よりも色白であることを、論拠にあげていた。『在米日本人史』1095-96頁。
- 31) IC1911 p. 170.
- 32) ビル・ホソカワ著濱谷要監訳『ジャパニーズ・アメリカン』(有斐閣1982年) 123頁。
- 33) IC1911 p. 170に引用。
- 34) U. S. Committee on Immigration and Naturalization (House), *Japanese Immigration Hearings Parts 1-4* (Government Printing Office 1921). pp. 207-208. V. S. McClatchy 証言。以下Hearingsと略す。同書は1500頁近い膨大な公聴会記録であるが、排日論者の主張、日本人側の反論や二世の意見の外、議会側の考えを窺う上で、非常に

- 参考になる。V. S. McClatchy は Sacramento Bee 紙社長、排日論の急先鋒であった。
- 35) V. S. McClatchy "The Germany of Asia," pp. 27-28, & p. 40. V. S. McClatchy ed., *Four Anti-Japanese Pamphlets* (Arno Press 1978).
- 36) ビル・ホソカワ, 前掲書, 25頁。
- 37) 大蔵省管理局『日本人の海外活動に関する歴史的調査』35冊欧米編(復刻版 高麗書林 1985) 55頁。
- 38) 『桜府日報』1912/2/29。服装から日常の生活態度まで、ことあるごとに日本人会や邦字紙は、排日の口実を与えないよう、注意を呼びかけている。
- 39) 伊藤一男, 前掲書, 46頁。
- 40) 『日米新聞』1922/4/22, 28, 29。
- 41) IC1911, p. 166.
- 42) Stanford M. Lyman, *Chinatown and Little Tokyo* (Associated Faculty Press 1986).
- 43) 『亜米利加』1907年4月号55-58頁。
- 44) 安孫子久太郎「北米人の長所短所」, 『太陽』1909年3月号 209-211頁。
- 45) H. A. Millis, *The Japanese Problem in the United States* (1915 rpt. Arno Press 1978), p. 247.
- 46) 伊藤一男, 前掲書, 214頁。
- 47) Hearings, p. 650. 在米日本人会書記長神崎謙一証言。保坂帰一「日本移民は同化せざるか」『太陽』1910年11月号231-245頁。
- 48) James D. Phelan カリフォルニア州選出上院議員から Wilson 大統領候補宛 1912/4/20 付, Daniels, PP, p. 55に引用。
- 49) 外務省亜米利加局第一課『時局下ニ於ケル在米加邦人ノ現状並其ノ対策』(部内極秘文書 1941年) 13-14頁。
- 50) New York Times 紙1990/7/10, "Americans Express Worry on Japan as Feelings in Tokyo Seem to Soften." New York Times, CBS News, TBS (日本) 共同世論調査結果。
- 51) New York Times 紙1990/7/11, "U. S. Ads Increasingly Attack Japanese and Their Culture."
- 52) Akira Iriye, "Culture and Power: International Relations as Intercultural Relations," *Diplomatic History* 3(2), 1979, pp1 15-28.